

堺市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

堺市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道事業所管理規程第6号）の一部を次のように改める。

第22条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 工事その他の理由により一時的（原則1年以内とし、管理者が特に認める場合はその期間内とする。）に給水装置を設置するとき。 一時的に設置する給水装置に係る加入金の額

第22条の3を次のように改める。

（加入金の還付）

第22条の3 条例第30条第4項に規定する特別の事由とは、工事申込後、工事検査前に工事を中止し、当該給水装置を分岐箇所から撤去した場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の第22条の2及び第22条の3の規定は、この規程の施行の日以後に申込みがなされた工事に係る加入金について適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る加入金については、なお従前の例による。